
編集後記

『民主主義の原則は?!』と尋ねられると、“多数決の原理”と答える人が多い。しかし、『Principles of Democracy』には“Majority Rule, Minority Rights”とあり、本来の『民主主義の原則は、多数決の原理と少数派の権利』であり、“多数決の原理”だけではなく、矛盾するように思える“個人および少数派の権利の擁護”を両立させた上に成立するのである。少数派の権利を擁護する具体的方法に、一定の解答は存在しない。そのため、寛容、討論、譲歩という民主的過程を通じてのみ、自由で健全な社会が成立するのである。

今、私たちの生活する日本国は民主主義国である。

そして、その医療制度において、東洋医学は **Minority** である。

民主主義国は、考え方の異なる多様性が極めて大きな資産となり得ることを認識していなければならない。

日本国を強く豊かにするために、**Minority** として「為すべき事を為す」覚悟である。

平成 27 年 12 月 7 日

日本東洋醫學研究會 会長 松本和久

日本東洋醫學研究會誌 2015 vol.1

編集・発行	日本東洋醫學研究會誌 編集委員会
発行日	平成 27 年 12 月 23 日
発行者	日本東洋醫學研究會
